

高知県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年11月

高 知 県

目 次

はじめに

I 基本的な事項

- 1 過疎地域の現状と課題 2
- 2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向 8
- 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 10
- 4 過疎地域の持続的発展に関する目標 10
- 5 計画の達成状況の評価に関する事項 10
- 6 計画期間 10

II 実施すべき施策

1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

- 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針 11
- 具体的な取り組み
 - (1) 移住・定住の促進
 - (2) 地域間交流の促進
 - (3) 産業、地域の担い手となる人材の育成・確保
- 事業計画

2 産業の振興

- 産業振興の方針 13
- 事業計画
 - <農業の振興>
 - ◆農業振興の方針 14
 - ◆具体的な取り組み
 - (1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化
 - (2) 6次産業化の推進
 - (3) 集落営農等の推進
 - (4) スマート農業の普及推進
 - (5) 流通・販売の支援強化
 - (6) 多様な担い手の育成・確保
 - (7) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保
 - ◆事業計画
 - <林業の振興>
 - ◆林業振興の方針 19
 - ◆具体的な取り組み
 - (1) 原木生産の拡大
 - (2) 木材産業のイノベーション
 - (3) 木材利用の拡大

(4) 担い手の育成・確保

(5) 森のものの活用

(6) 健全な森づくり

◆事業計画

<水産業の振興>

◆水産業振興の方針 21

◆具体的な取り組み

(1) 漁業生産の構造改革

(2) 市場対応力のある産地加工体制の構築

(3) 流通・販売の強化

(4) 担い手の育成・確保

◆事業計画

<商工業の振興>

◆商工業振興の方針 24

◆具体的な取り組み

(1) 中小企業・小規模企業の振興

(2) 絶え間ないものづくりへの挑戦

(3) 外商の加速化と海外展開の促進

(4) 商業サービスの活性化

(5) デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進

(6) 事業承継・人材確保の推進

(7) 危機管理体制の充実

◆事業計画

<観光の振興>

◆観光振興の方針 29

◆具体的な取り組み

(1) 戦略的な観光地域づくり

(2) 効果的なセールス&プロモーション

(3) おもてなしの推進

(4) 国際観光の推進

(5) 事業者の強化と観光人材の育成

◆事業計画

<分野を超えて連携した取り組み>

◆地産地消・地産外商戦略の方針 31

◆具体的な取り組み

(1) 外商の拡大につなげる商品づくりの推進

(2) 外商活動の全国展開の拡大・強化

(3) 海外ネットワークを活用した輸出の加速化

(4) 食品産業を支える産業人材の育成

(5) 事業者の成長を促す事業戦略・輸出戦略の策定

◆事業計画

- ◆起業促進の方針 32
- ◆具体的な取り組み
 - (1) 起業・新事業展開に向けた総合的なサポート
- ◆事業計画
- ◆デジタル技術の活用（情報通信産業）の方針 33
- ◆具体的な取り組み
 - (1) デジタル技術と地場産業の融合によるイノベーションの創出・課題解決の促進
 - (2) 産業集積の加速化
 - (3) デジタル技術活用による生産性向上の促進
- ◆事業計画

3 地域における情報化

- 地域における情報化の方針 34
- 具体的な取り組み
 - (1) デジタルインフラの整備
 - (2) デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化
- 事業計画

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 35
- 具体的な取り組み
 - (1) 国道、県道及び市町村道の整備等
 - (2) 農道、林道の整備
 - (3) 公共交通の維持・確保
- 事業計画

5 生活環境の整備

- 生活環境整備の方針 38
- 具体的な取り組み
 - (1) 簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備
 - (2) 消防防災の整備
 - (3) 森林などの公益的機能を維持するための保全活動
 - (4) 安全・安心な居住環境の確保
 - (5) 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり
- 事業計画

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 40
- 具体的な取り組み
 - (1) 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

(2) 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

(3) 子どもたちを守り育てる環境づくり

○事業計画

7 医療の確保

○医療確保の方針 46

○具体的な取り組み

(1) 地域医療構想の推進

(2) 救急医療の確保・充実

(3) へき地医療の確保

○事業計画

8 教育の振興

○教育振興の方針 47

○具体的な取り組み

(1) チーム学校の推進

(2) 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

(3) デジタル社会に向けた教育の推進

(4) 地域との連携・協働

(5) 就学前教育の充実

(6) 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

(7) 不登校への総合的な対応

(8) 学校における働き方改革の推進

○事業計画

9 集落の整備

○集落整備の方針 49

○具体的な取り組み

(1) 住民主体による地域の拠点づくりの推進

(2) 小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり

(3) 生活を守るための仕組みづくりの推進

(4) 地域づくりの担い手となる人材の育成・確保

(5) 鳥獣被害対策の推進

○事業計画

10 地域文化の振興等

○地域文化振興等の方針 51

○具体的な取り組み

(1) 地域文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

(3) 文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

○事業計画

11 再生可能エネルギーの利用の推進

○再生可能エネルギーの利用の推進の方針 52

○具体的な取り組み

(1) CO₂の削減に向けた取り組み

(2) グリーン化関連産業の育成

(3) SDGsを意識した取り組みの促進

○事業計画

はじめに

1 策定の趣旨

国では、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、これまで4次にわたり、過疎対策への特別措置が講じられてきました。過疎地域の可能性を高める昨今の社会経済情勢の変化を捉えて、「過疎地域の持続的な発展」という新たな理念のもと、令和3年4月、「過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎対策法」という。）」が施行されました。

本県では、こうした国の考えを踏まえて、産業の振興をはじめ、交通、生活、福祉等の環境整備や地域医療の確保など、過疎地域の条件不利の克服に向けた取組を引き続き推進します。さらに、過疎地域への移住促進や交流人口の拡大、情報通信技術を利用した生活環境の向上や産業の創出、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を生かした取組の推進など、過疎地域を取り巻く新たな動きにも迅速に対応することにより、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

今回の過疎対策法では、都道府県が過疎対策へ関与することが責務となり、広域にわたる施策の展開ほか、市町村相互の連絡調整や過疎地域への人的及び技術的な援助に努めることが明記されました。

県としても、過疎市町村が非過疎地域になることを目指して、それぞれの過疎市町村の計画に基づく取組が実効かつ効果的に推進できるよう、支援体制の強化や支援策の充実、拡大に努めるとともに、過疎計画の目標や進捗、達成状況などに留意するなど、これまで以上に過疎市町村を後押ししていきます。

過疎地域が県土の約80%を占める本県にとって、過疎地域の振興なくして、真の発展はありません。今後、県としても、過疎地域の持続的な発展の実現に向けて、住民の皆さまが地域の将来に「希望」を抱きながら、「誇り」と「愛着」を持って暮らし続けることができるように、国、県、市町村が一体となって、実効ある施策を総合的、計画的に進めていきます。

この「高知県過疎地域持続的な発展計画」（以下「持続的な発展計画」という）は、県内の過疎地域が持続的な発展を実現できるよう、県が過疎地域の市町村に協力して実施する事業の計画として策定します。

2 対象地域

「持続的な発展計画」の対象地域は、過疎対策法による対象地域（29市町村：9市、16町、4村。うち、過疎地域とみなされる区域を有する市町：3市1町）とします。

高知県過疎地域持続的発展計画

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の現状

ア 概況

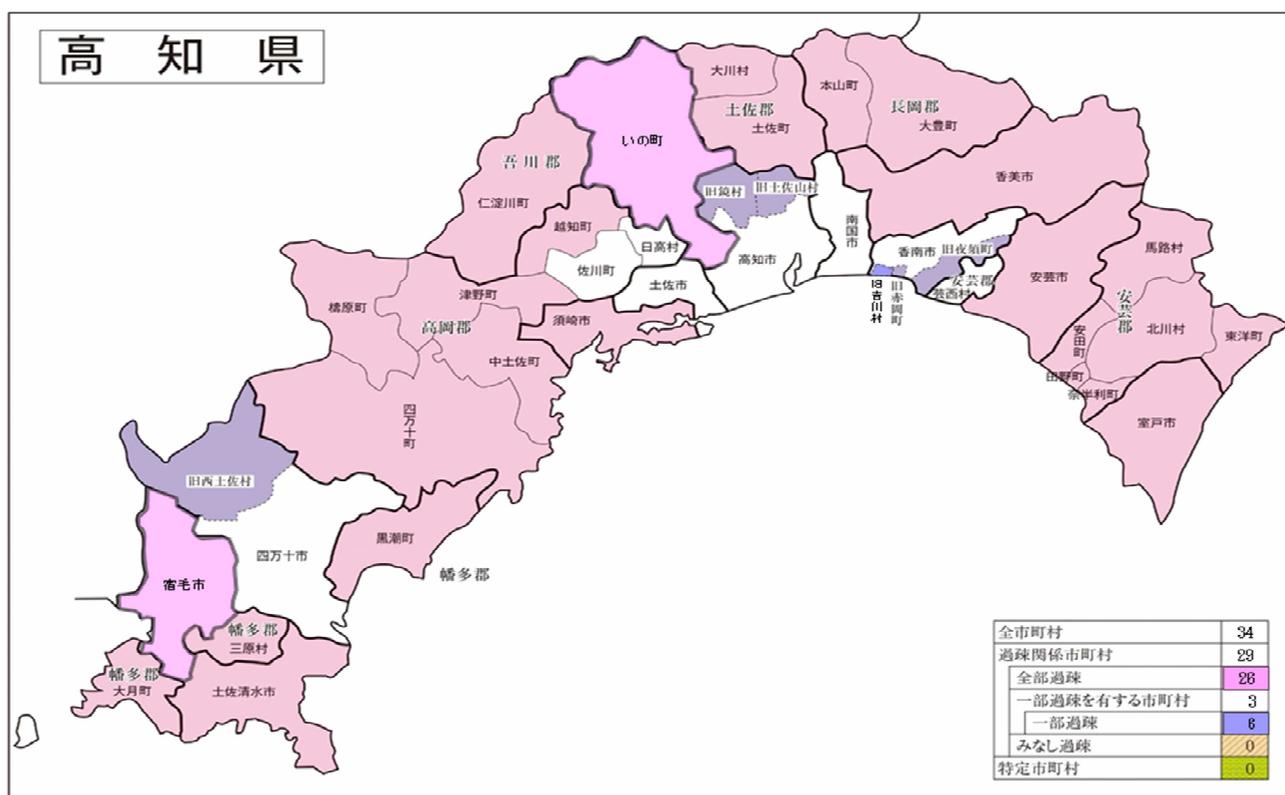
(ア) 今回の過疎対策法は、「過疎地域自立促進特別措置法」から、地域要件が変更となりましたが、過疎対策法施行当初は、高知県内の過疎市町村（過疎対策法第2条第1項）及び過疎地域とみなされる区域を有する市町村（同法第3条第1項）の増減、変更等はありませんでした。その後、令和2年度の国勢調査の結果を基に過疎地域の追加公示がなされ、1市が新たに全域過疎地域となりました。また、1町が一部過疎地域から全域過疎地域となり、1市が一部過疎地域の継続ではありますが、旧市町村単位の地域が新たに追加されました。

(イ) 過疎対策法に基づく過疎地域は、下記の地図に記載のとおり、県内34市町村のうち、南国市、土佐市、芸西村、佐川町、日高村を除く29市町村（9市、16町、4村。）

うち過疎地域とみなされる区域を有する市町は、3市（高知市、香南市、四万十市）となっており、一部過疎の地域としては、高知市は旧鏡村、旧土佐山村、香南市は旧夜須町、旧赤岡町、旧吉川村、四万十市は旧西土佐村で、6つの地域になっています。

(ウ) 令和2年10月1日現在の過疎地域の全県に占める割合は、面積で85.1%、人口で31.6%となっています。

高知県過疎地域市町村図

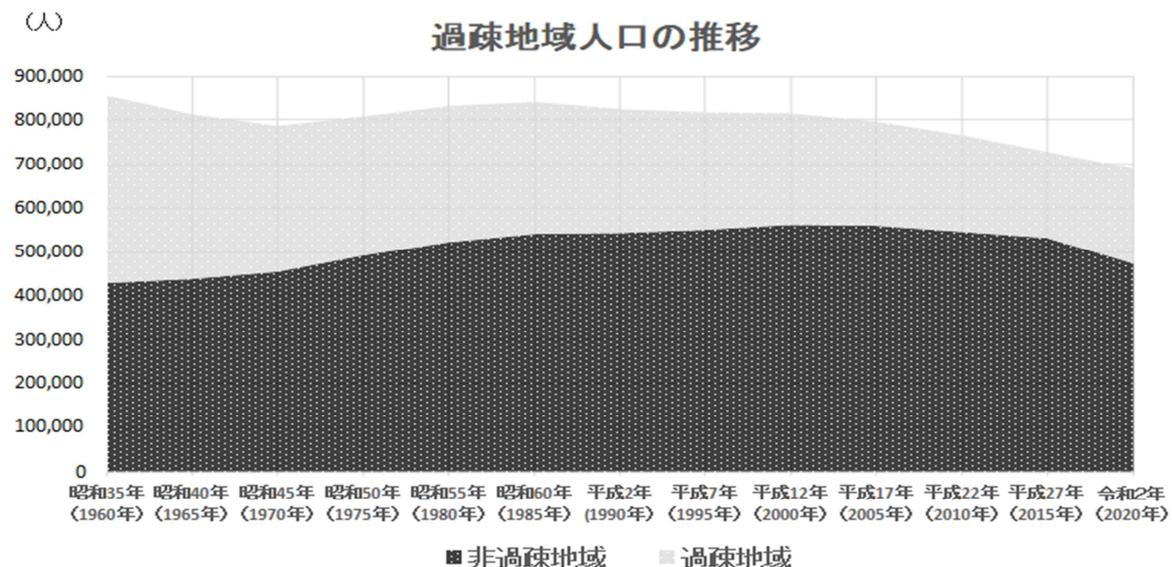


過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)	119.28	1,954	大豊町	315.06	3,252
室戸市	248.22	11,742	土佐町	212.13	3,753
安芸市	317.21	16,243	大川村	95.27	366
須崎市	135.34	20,590	いの町	470.97	21,374
宿毛市	286.20	19,033	仁淀川町	333.00	4,827
土佐清水市	266.34	12,388	中土佐町	193.21	6,002
四万十市(旧西土佐村の区域)	248.00	2,461	越知町	111.95	5,187
香南市(旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域)	44.93	7,291	禰原町	236.45	3,307
香美市	537.86	26,513	津野町	197.85	5,291
東洋町	74.02	2,194	四万十町	642.28	15,607
奈半利町	28.37	3,034	大月町	102.94	4,434
田野町	6.53	2,498	三原村	85.37	1,437
安田町	52.36	2,370	黒潮町	188.46	10,262
北川村	196.73	1,146	過疎計	6,046.03	218,562
馬路村	165.48	745	非過疎計	1,057.60	472,965
本山町	134.22	3,261	県計	7,103.63	691,527

(総務省統計局「令和2年国勢調査」)

イ 人口の動向

- (ア) 過疎地域の人口は、昭和35年の424,613人をピークに平成27年まで減少が続いていましたが、令和2年は、新たに過疎地域が追加されたことにより、増加となり、218,562人となりました。
- (イ) 県内においては高知市への一極集中の状態が続いており、また、過疎地域の市町村においても、役場など町の機能が集積している地域への集中が見られ、周辺の地域ほど人口の減少や高齢化が著しくなっています。
- (ウ) 令和2年の過疎地域の高齢者比率は、35.0%となっており、一方、若年者比率は、11.5%という状況になっています。



	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	429,982	438,696	454,897	493,241	522,231	541,102	543,964	551,126	561,966	559,818	546,632	531,192	472,965
過疎地域	424,613	372,979	331,985	315,156	309,044	298,682	281,070	265,578	251,983	236,474	217,824	197,084	218,562
全 県	854,595	811,675	786,882	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456	728,276	691,527

(単位：人)

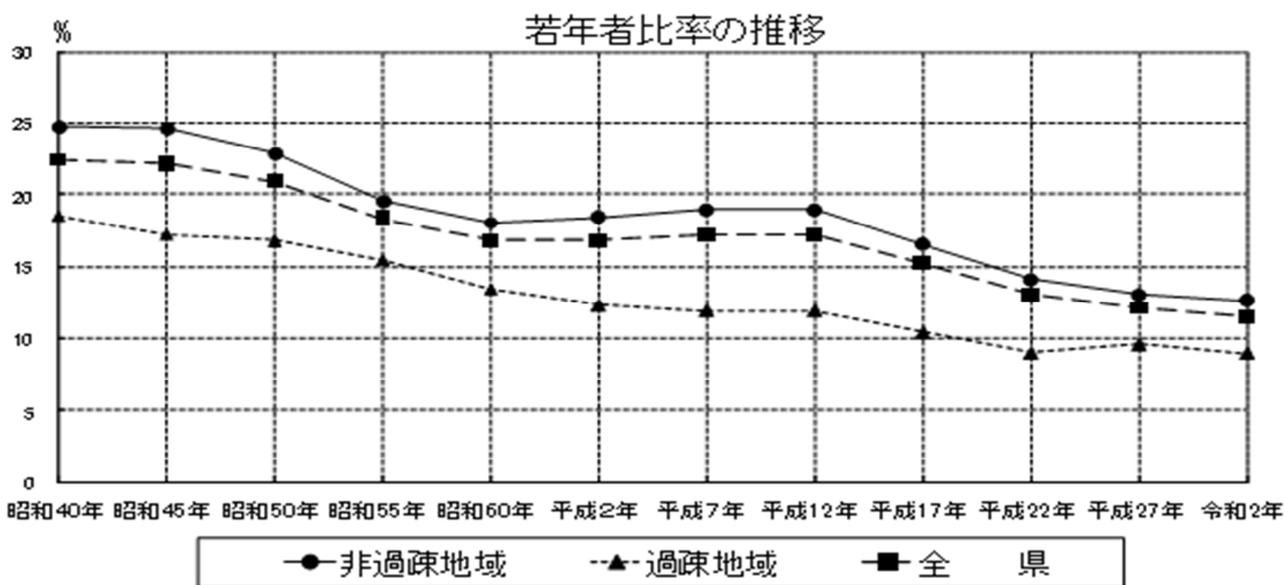
※暦年のデータを比較するため、過疎地域の人口は令和 4 年時点の過疎地域エリア区分で計上。(国勢調査)

県内過疎地域の市町村人口減少率

(単位：%)

区分	高 い		低 い	
	R2/S 40	R2/S 55	R2/S 40	R2/S 55
1	大川村 88.6	大豊町 65.4	いの町 28.3	香美市 21.7
2	大豊町 79.4	大川村 59.6	宿毛市 29.5	いの町 26.4
3	馬路村 73.1	仁淀川町 58.6	香美市 32.4	宿毛市 27.0
4	仁淀川町 71.8	馬路村 57.2	須崎市 35.7	三原村 34.5
5	北川村 66.9	東洋町 55.6	安芸市 39.0	安芸市 35.1

※令和 2 年 10 月 1 日現在の人口を基に令和 4 年 4 月 1 日時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

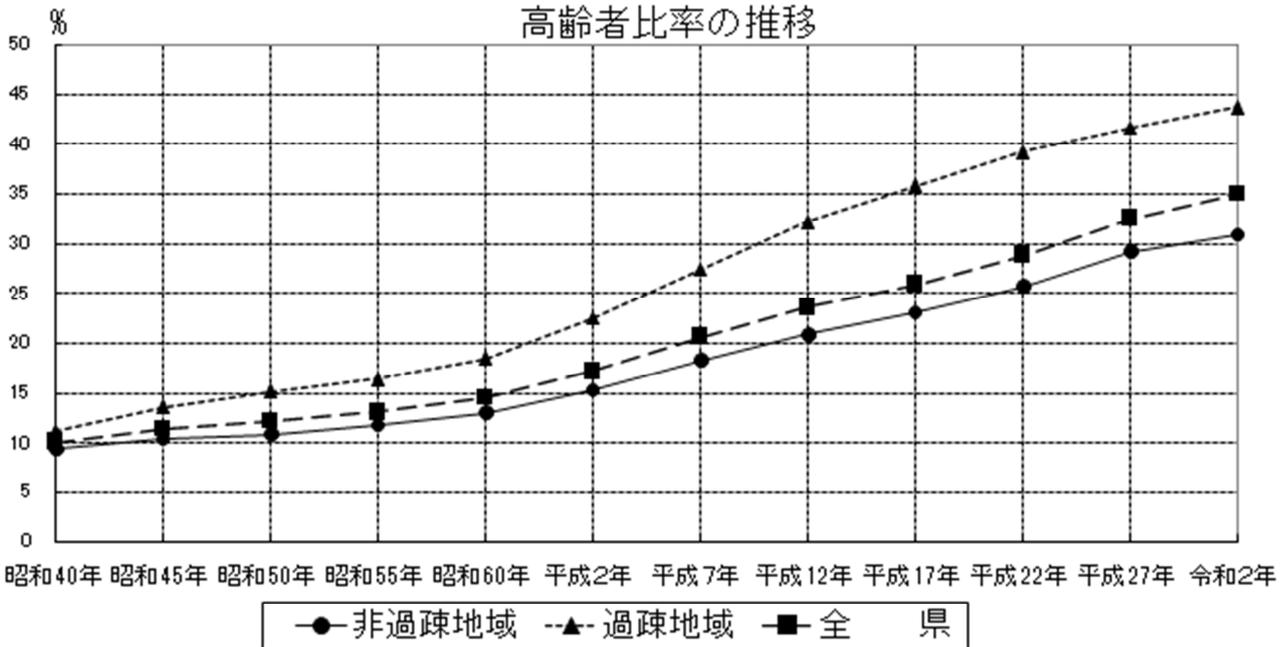


(単位：%)

	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	24.7	24.6	22.8	19.5	18.0	18.4	18.9	18.9	16.5	14.1	13.0	12.6
過疎地域	18.5	17.2	16.8	15.4	13.4	12.3	11.9	11.9	10.4	9.0	9.6	8.9
全 県	22.4	22.1	20.9	18.3	16.8	16.8	17.2	17.2	15.2	13.0	12.1	11.5

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和 4 年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

高齢者比率の推移



(単位：%)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
非過疎地域	9.4	10.4	10.9	11.8	13	15.3	18.3	20.9	23.1	25.7	29.2	30.9
過疎地域	11.2	13.6	15.2	16.4	18.5	22.5	27.4	32.2	35.8	39.2	41.6	43.7
全 県	10.1	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8	32.5	35.0

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和4年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

過疎地域の高齢者比率上位%

1	大豊町	58.64
2	仁淀川町	55.62
3	室戸市	51.44
4	東洋町	50.87
5	土佐清水市	50.52

過疎地域の若年者比率下位%

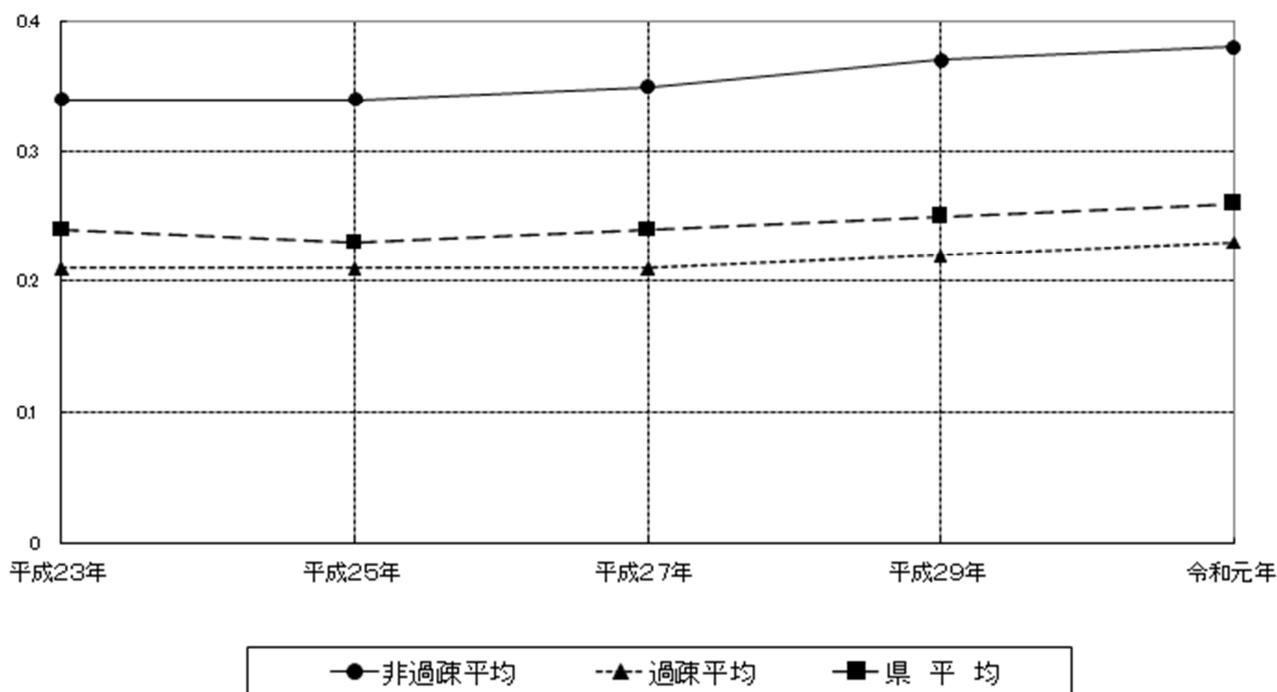
1	大豊町	4.43
2	室戸市	5.41
3	仁淀川町	5.59
4	土佐清水市	6.11
5	中土佐町	6.73

※令和2年10月1日現在の人口を基に令和4年4月1日時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

ウ 財政状況

過疎地域の財政力指数の平均は、非過疎地域に比べて低い水準にあります。

市町村財政力指数の推移



	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年	令和元年
非過疎平均	0.34	0.34	0.35	0.37	0.38
過疎平均	0.21	0.21	0.21	0.22	0.23
県平均	0.24	0.23	0.24	0.25	0.26

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和3年時点の過疎地域エリア区分で算出。

エ 公共施設の状況

〔道路整備〕

(ア) 過疎地域の国道、県道の改良状況は、非過疎地域と比べ、改良率で国道については6.7ポイント、県道については18.8ポイントの格差があります。

(イ) 過疎地域の市町村道の整備は、改良状況、舗装状況とも改善されつつありますが、非過疎地域との格差は依然としてあります。

〔上下水道〕

(ア) 過疎地域の上水道の普及率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。

(イ) 過疎地域の下水道整備進捗率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。

国道、県道、市町村道の整備状況

		実延長 km	現況	
			改良済 km	改良率 %
国道	非過疎地域	124.2	112.2	90.3
	過疎地域	525.0	438.8	83.6
県道	非過疎地域	746.1	511.8	68.6
	過疎地域	1364.8	679.9	49.8
市町村道	非過疎地域	4060.6	2203.5	54.3
	過疎地域	6980.8	2920.1	41.8

(高知県の道路状況：令和2年4月1日現在)

市町村道整備の推移

(単位：%)

	平成23年		平成26年		平成29年		令和2年	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
非過疎平均	50.0	87.9	52.9	90.4	53.3	90.5	54.3	90.8
過疎平均	38.3	78.3	39.2	79.2	40.0	80.0	41.8	80.9
県平均	42.6	81.9	44.2	83.3	44.9	83.9	46.4	84.6

(高知県の道路状況：令和2年4月1日現在)

水道普及状況

		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
施設数	非過疎地域	134	129	94	78	80
	過疎地域	388	397	371	383	292
	全県	522	526	465	461	372
給水人口 (千人)	非過疎地域	566	574	546	510	492
	過疎地域	174	169	177	192	173
	全県	740	743	723	702	665
普及率 (%)	非過疎地域	92.2	92.6	93.9	94.7	95.3
	過疎地域	89.2	90.4	90.6	91.0	94.2
	全県	91.1	92.1	93.1	93.7	95.0

(高知県の水道)

オ 過疎対策事業の成果

(ア) 過疎対策事業の成果

本県では、昭和45年、昭和55年、平成2年、平成12年の4次にわたる過疎立法に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策事業が実施された結果、産業振興をはじめ、交通、生活環境や情報通信環境の整備、地域医療の確保、教育の機会の提供など幅広い分野で過疎地域の振興に大きく貢献してきました。

また、過疎対策事業債のソフト事業への適用拡大により、地域の将来を担う人材の育成、確保のほか、地域医療の仕組みづくりや、住民に身近な生活交通の維持、地域主体による集落の維持、活性化など、住民の安全、安心な暮らしを実現するための取組の進展にも寄与し、過疎地域の課題解決や活性化につなげることができました。

(イ) 過疎地域の課題

長年にわたる総合的な過疎対策によって、産業振興やインフラ施設の整備など、一定の成

果が見られるものの、依然として過疎地域における人口減少率や高齢化率、若年者比率といった指標は、全国平均に比べ低位にあり、大変、厳しい状況が続いています。

特に、過疎地域の人口減少は、我が国の総人口が平成20年をピークに人口減少の局面を迎えていることや、首都圏への一極集中傾向にあることとも相まって、予想を上回るスピードで進行しています。今後、人口減少傾向がさらに加速化することも予想されることから、いかにして過疎地域に新たな人の流れを呼び込むとともに、持続可能な地域社会を形成し、住民の安全、安心を確保していくかが大きな課題となっています。

また、こうした著しい人口減少や高齢化の進行に伴い、産業の後継者不足や地域経済の縮小、医療供給体制の縮小、学校の小規模化や統合、農地、森林、住まい等の荒廃、集落機能の低下などの課題も顕在化しています。

さらに、製造品出荷額などの経済指標をはじめ、道路や情報通信等の生活インフラの整備水準などについても、依然として全国との大きな格差が存在するほか、飲料水や生活用品の確保のほか、地域の公共交通の維持、地域づくりの人材確保、集落の維持、活性化など、引き続き取り組むべき課題も山積しています。

過疎地域を取り巻く厳しい見通しの一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等に移住をしようとする「田園回帰」の動きや、スマート農林水産業や遠隔地医療などの革新的な情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした過疎地域の再評価など、過疎地域が有する可能性を広げる新たな潮流が生じています。

こうした過疎地域を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えて、迅速かつ的確な対応策を講じていくことが、過疎地域からの脱却するための「鍵」となっています。

2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

(1) 過疎対策の基本理念

過疎地域は、食料、水、エネルギーの供給をはじめ、自然災害の防止、多様な生態系の持つ自然環境の保全などの役割を果たすとともに、地域固有の文化・芸能、美しい景観、癒やしや安らぎのあるライフスタイルの提供など、国民の豊かさと多様性を支えています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現のモデルになる可能性を有するとともに、過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の志向や、情報通信における革新的な技術の進展、さらには感染症拡大を契機とした都市部からの地方への分散の流れの加速化などによって、過疎地域の果たす役割はますます大きくなっています。

このため、新たな過疎対策法における過疎対策では、このような社会経済情勢の変化を鑑みて、これまでの過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を継続しつつも、過疎地域の「持続的な発展」を理念とし、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

(2) 過疎対策の取り組みの考え方

本県の過疎地域をはじめとする中山間地域の対策については、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる地域の実現に向け、市町村や地域等と連携・協働しながら、『産業をつくる』と『生活を守る』の2つを政策の基本として、全庁を挙げて実効ある施策を推進しています。

『産業をつくる』では、本県の経済を根本から元気にするためのトータルプランである「高

知県産業振興計画」を平成20年に策定し、「地産外商」を戦略の柱に、経済の活性化に向けた取組を平成21年度からスタートしました。特に、「過疎地域の振興なくして県勢浮揚はなしえない」といった考えのもと、農業や林業などの基幹産業の振興はもとより、自然や食材といった地域資源など過疎地域の強みを生かした産業づくりを積極的に展開しています。

また、『生活を守る』については、過疎地域の集落の維持・発展に向け、「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」や「あったかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点）」など、地域活動の拠点づくりを進めるとともに、生活用水や生活用品の確保や、鳥獣被害対策などの生活環境の整備にも取り組んでいます。

併せて、こうした取組を下支えするために、公共交通の維持・活性化や利用促進などの取組を通じて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るとともに、産業の後継者対策や地域活動の担い手確保など、未来を担う人材の育成、確保に向けて取り組んでいます。

(3) 過疎対策の取り組みの内容

今回策定する「高知県過疎地域持続的発展計画」では、こうした県の基本政策のもと、①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、②産業の振興、③地域における情報化、④交通施設の整備、交通手段の確保、⑤生活環境の整備、⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑦医療の確保、⑧教育の振興、⑨集落の整備、⑩地域文化の振興等、⑪再生可能エネルギーの利用の推進、の11の項目を柱にして過疎対策を進めていきます。

また、こうしたそれぞれの施策を進めるに当たっては、本県が掲げる「5つの基本政策」と「5つの基本政策に横断的に関わる3つの政策」を十分、踏まえながら、本県の地方創生の指針となる「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連動させ、施策の横展開を図ることにより、効果的に対策を進めていきます。

併せて、あらゆる分野でのデジタル技術の活用促進や、2050年のカーボンニュートラルの実現などを意識することにより、さらに施策を進化させていきます。

「5つの基本政策」

- ・ 経済の活性化
- ・ 日本一の健康長寿県づくり
- ・ 教育の充実と子育て支援
- ・ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化
- ・ インフラの充実と有効活用

「5つの基本政策に横断的に関わる3つの政策」

- ・ 中山間対策の充実・強化
- ・ 少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大
- ・ 文化芸術とスポーツの振興

過疎地域が県内面積の約8割を占める本県にとっては、過疎地域の持続的な発展は県全体の根幹に関わる取組です。このため、県では「持続的発展方針」と県の各種計画やビジョンなどとの整合性を図りつつ、過疎市町村や関係機関等との連携を密にして、過疎地域の過疎地域の実情や新たな動きに対応することにより、持続的な発展に向けた取組を推進していきます。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通網や情報通信等のネットワーク等の整備により、住民レベルの日常生活圏は、市町村の区域を越えて拡大・多様化しており、過疎対策の実施にあたっては、より広域的で、俯瞰的な視点が求められています。

このため、過疎地域持続的発展計画の策定や実行にあたっては、県全域で推進している前述の「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「高知県産業振興計画」などの振興計画はもとより、「日本一の健康長寿県構想」や「教育基本計画」など、各分野の諸計画の内容と整合性を保つよう、十分に調整を図り進めていきます。

4 過疎地域の持続的発展に関する目標

目標の設定については、過疎地域の活性化に関する目標3項目を設定しました。

○目標値

項目	現状値（令和2年度末）	目標値（令和7年度末）
集落活動センターの開設数	62か所	80か所
県外からの移住者数	1,030組/年	1,300組/年
有害鳥獣保護頭数	20,286頭/年（シカ）	25,000頭/年（シカ）
	20,281頭/年（イノシシ）	20,000頭/年（イノシシ）

5 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、目標の達成状況を整理し、高知県中山間総合対策本部会議等において評価することとします。

6 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

II 実施すべき施策

1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

○移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針

産業振興や地域の活性化など、県の様々な施策と連動させながら、地域間交流や移住・定住を促進し、各分野の担い手を育成・確保することで、過疎地域の発展と経済の活性化を目指します。

○具体的な取り組み

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 地域間交流の促進
- (3) 産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
移住促進事業	本県への移住を促進するため、関係人口へのアプローチや移住者希望者への効果的な情報発信と地域とのマッチングを行うとともに、魅力的な仕事の充実や空き家の活用等による住宅の確保、移住者の定着支援などの受入体制の強化を図る。	移住促進課
産業人材育成事業	ビジネスに必要な幅広い分野の基礎知識から応用・実践力まで、受講者のレベルに応じて体系的に習得できる研修「土佐まるごとビジネスアカデミー」を産学官民の連携により実施し、産業振興の担い手となる人材を育成する。	産学官民連携・起業推進課
大学生等就職支援事業	新規大卒者等の人材を確保するため、県内外の大学生等に対して、県内就職に関する情報を発信するとともに、県内企業と学生が接点を持つ機会を創出することにより、大学生等の県内企業への理解を深め、県内就職の促進を図る。	商工政策課
人材確保支援事業	県内事業者の中核人材等の確保を関係機関と連携して支援することで、U・Iターン就職の促進を図るとともに、事業者の課題解決につなげ	商工政策課

	る。	
広域観光総合支援事業	地域が主体となる「全国から誘客できる観光地域づくり」を進めるため、地域の観光資源を磨き上げ、旅行商品として販売していくための支援を行うとともに、広域観光組織が観光地域づくりをマネジメントしていくために必要な体制作りを総合的に支援する。	地域観光課
地域観光振興総合事業	高知県産業振興計画に基づき、より大きな面で受ける観光の実現に向けて、地域における観光拠点の整備、観光資源の磨き上げ、受入態勢の整備等を行う。	地域観光課

2 産業の振興

○産業振興の方針

本県の経済を根本から元気にするためのトータルプランである「高知県産業振興計画」の取組を通じて、『地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県』の実現を目指し、各産業分野の取組を推進することにより、過疎地域の活性化につなげます。

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
産業振興推進総合支援事業費補助金	産業振興計画(地域アクションプラン)に位置付けられた取組等を対象に、産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組等を総合的に支援する。	計画推進課
産業振興推進アドバイザー事業	産業振興計画(地域アクションプラン等)に位置付けられた事業等を対象に、各事業が抱える課題に対応した専門家や有識者を産業振興アドバイザーとして派遣し、具体的な事業計画の検討、課題解決に対応する。	計画推進課
産業振興計画地域アクションプラン推進費	産業振興計画地域アクションプランをより効果的かつ実効性あるものとするため、進捗状況の検証、評価、追加・修正に係る検討を行う。また、地域アクションプランの実行を支援するための「実行支援チーム」へのサポート等を行うとともに、各地域の産業振興につながる取組の支援を行う。	計画推進課
産学官連携産業創出研究推進事業	事業化につながる見込みのある産学官による共同研究を推進し、科学技術を活用した新たな産業の創出を図る。	産学官民連携・起業推進課

<農業の振興>

農業振興の方針

過疎地域の農業を取り巻く情勢は、高齢化の進行等による農家戸数の減少や生産資材の高騰、産地間競争の激化など、厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、過疎地域の高品質・高収量な農作物の生産に向けた取組や流通・販売の強化により農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

また、農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

◆具体的な取り組み

- (1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化
- (2) 6次産業化の推進
- (3) 集落営農等の推進
- (4) スマート農業の普及推進
- (5) 流通・販売の支援強化
- (6) 多様な担い手の育成・確保
- (7) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
こうち農業確立総合支援事業	市町村が自主性・主体性をもって行う農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する	農業政策課
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する	農業政策課
多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する	農業政策課
担い手経営発展促進事業	意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化や経営の質の向上などを支援し、本県農業を支える力強い担い手の育成を図る。	農業担い手支援課
持続的経営体支援事業	人・農地プランの中心経営体等の経営発展等に関する目標を定め、達成のために取り組む地域等	農業担い手支援課

	を支援することにより、中心経営体の確保・育成を図る。	
人・農地プラン推進事業	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる者を位置づけた人・農地プランの策定に必要な取組を支援する。	農業担い手支援課
農地中間管理事業	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって、農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理機構が行う担い手等への農地集積を推進する。	農業担い手支援課
地域営農支援事業	集落営農組織等の県内への拡大・経営の確立を図るとともに、組織間の連携を推進することで活動の効率化・省力化を図り、地域営農の中核を担う組織の育成と、地域の農業を面的に支える仕組みづくりを推進する。	農業担い手支援課
中山間地農業ルネッサンス事業	地域営農組織の所得向上に向けた営農戦略等の策定や人材育成を含む体制整備等を支援する。また、組織間の連携による中山間地域の農業を支える仕組みの構築に取り組む地域の戦略策定等を支援する。	農業担い手支援課
新規就農総合対策事業	就農希望者等潜在層の掘り起こしや相談活動、新規就農者の産地受け入れ体制の整備、就農研修への支援等、新規就農者の確保・育成に向けた取組を総合的に支援する。	農業担い手支援課
園芸用ハウス整備事業	ハウス整備や中古ハウスの改良を支援し、園芸産地の維持、強化を図る。	環境農業推進課
環境保全型農業普及推進事業	持続的な食料システムの構築に向け、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減、施設園芸の脱炭素化、有機農業を実践する生産者組織等を支援する。	環境農業推進課
土佐茶生産強化事業	生産者と関係団体が一体となった茶葉の品質向上や産地再編支援を行い、産地の維持活性化を図る。	環境農業推進課
県産米高品質生産推進事業	主食用米及び酒米の高品質生産を支援するとともに、優良種子の確保により県産米の需要拡大を図る。	環境農業推進課
スマート農業推進事業	労働生産性の向上や単収の向上、高品質化、情報管理の一元化等、スマート農業技術の生産現	環境農業推進課

	場への普及拡大を図る。	
女性活躍推進事業	経営や地域活動に参画していく次代の女性リーダーを育成する。	環境農業推進課
農業労働力確保対策事業	地区内外の労働力の効果的なマッチング、援農者の受入体制の強化、カイゼン方式の導入、農福連携の推進、外国人材の受入れ等により、労働力確保と農業経営の発展を図る	環境農業推進課
データ駆動型農業推進事業	データ駆動型農業の実現に向けた推進体制を構築し、指導体制の強化（環境整備、指導者育成）や、データ駆動型農業の普及拡大（実証拡大、情報発信や研修会の開催）の取組を支援する。	農業イノベーション推進課
産地生産基盤パワーアップ事業	地域協議会等が策定した産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援する。	農業イノベーション推進課
環境制御技術高度化事業	次世代型こうち新施設園芸システムを進めるため、環境測定装置や炭酸ガス発生機等の環境制御装置等のリース導入等経費を支援する。	農業イノベーション推進課
6次産業化推進事業	農産加工や農家レストラン、伝統作物の生産拡大など、地域資源の活用に意欲的に取り組む農業者等を支援し、地域農業の活性化を図る。	農産物マーケティング戦略課
園芸品販売拡大事業	「園芸王国高知」を支える基幹流通のさらなる発展を図り、全国における県産園芸品の販売拡大につなげる。	農産物マーケティング戦略課
競争力強化生産総合対策事業	将来にわたって産地を支える集出荷システムの構築に向けた集出荷施設の整備などを支援し、出荷コストの低減や農産物の高付加価値化を図る。	農産物マーケティング戦略課
野菜価格安定対策事業	対象野菜の価格補填を行うことにより、生産者の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図る。	農産物マーケティング戦略課
特産農畜産物販売拡大事業	直接取引等の多様な流通販売のさらなる強化を図るため、とさのさとを活用した外商を強化する。特色ある県産農畜産物（園芸品、米、茶、畜産物）の販売促進の取組を支援し、外商を拡大する。	農産物マーケティング戦略課
地産地消推進事業	地産地消の取組を県民や飲食店等との協働により推進し、地産地消を通じて、人と経済の活性化を図る。本県の特色ある郷土料理「土佐寿司」を所得向上のための資源とするにあたり、県外及び海外への積極的な情報発信、販売流通の仕組みづくりを官民協働で推進する。	農産物マーケティング戦略課

農産物輸出促進事業	県産農畜産物の海外における認知度の向上や展示会出展等による需要拡大、輸出に意欲的な産地の取組を支援することにより、輸出を拡大する。	農産物マーケティング戦略課
土佐和牛担い手確保対策事業	土佐和牛農家の担い手を確保育成するため、生産地での研修等を支援するとともに、就農に向けた仕組みづくりを進めることによって、新規就農者の確保を推進する。	畜産振興課
畜産経営技術指導事業	畜産経営及び畜産状況の研究を行い、支援指導研究会の開催、経営技術支援指導、畜産新規就農者の確保と支援指導等を委託する。	畜産振興課
畜産担い手育成畜舎整備	畜産試験場に設置（R2.4月）した、担い手育成センターの機能を持つ畜産担い手育成牛舎を活用し、畜産の担い手を育成する。	畜産振興課
レンタル畜産施設等整備事業	畜産物生産基盤の維持・拡大、強化を図るため、市町村又は農業協同組合が行うレンタル畜産施設等の整備に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、補助する。	畜産振興課
畜産競争力強化整備事業	畜産を核とした地域産業を維持・拡大、強化するため、地域の中心的な畜産経営体等が実施する家畜飼養管理施設等の整備を支援する。	畜産振興課
大規模畜産施設整備事業費	畜産を核とした地域産業を維持・拡大、強化するため、地域の中心的な畜産経営体等が実施する基盤整備を伴う大規模な施設の経費について、市町村が補助する事業に対し、補助する。	畜産振興課
こうちの地鶏生産基盤拡大事業	中小規模農家の多い「土佐ジロー」「土佐はちきん地鶏」の飼育農家の規模拡大を支援し、生産基盤の強化を図ると共に、新規農家の飼養管理施設整備の取組に対して支援する。	畜産振興課
土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業	土佐あかうし受精卵を移植する乳用牛を県が酪農家に貸付け、産子は酪農家から県に納付又は販売したうえで育成後に肥育農家に販売することで、肥育もと牛供給の安定化を図る。	畜産振興課
土佐あかうし改良増殖推進事業	国際・産地間競争に対応し、土佐あかうしの生産性向上と品質面の優位性を確保するため、早期の優秀種雄牛造成を行い、育種改良体制強化を図る。	畜産振興課
土佐あかうし受精卵移植強化事業	県内での土佐あかうし受精卵生産体制を強化することにより県内公共牧場や酪農家牛舎での乳用牛への受精卵移植を推進し、受精卵移植による土佐あかうし子牛生産の増加を図る。	畜産振興課

次世代こうち新畜産システム (IoT の活用) 推進事業	県内での土佐あかうし増産に資する繁殖技術を強化するとともに、生産性向上のための発情検知と情報共有化に係る IoT 機器の活用により、土佐あかうし子牛生産の増加を図る。	畜産振興課
土佐和牛経営安定対策推進事業	土佐和牛増頭のため、肉用牛経営に要する経費に対する市町村が行う基金造成に対し支援するとともに、生産基盤の維持拡大に土佐和牛繁殖雌牛の導入や自家保留を促進させるための取組に対し補助する。	畜産振興課
土佐ジロー生産体制整備強化事業	土佐ジローの安定供給と低コストで高品質卵の増産を図るため、原種鶏の確保、種卵や雛の生産及び鶏質の改良を促進し、中山間地域における生産基盤の強化と産地育成を図る。	畜産振興課
土佐はちきん地鶏普及対策事業	種卵・孵卵センターへの安定的な種鶏の供給と生産農家や種鶏・孵卵センターへの指導を徹底し、土佐はちきん地鶏の生産基盤強化を図る。	畜産振興課
畜産環境対策推進事業	畜産物生産基盤の拡大、強化を図るため、地域で取り組む環境対策技術の導入促進を行う。	畜産振興課
経営体育成基盤整備事業	地域農業の振興と優良農地を確保するため、経営体の育成を進めながら農業生産基盤の整備を実施する。	農業基盤課
農地耕作条件改善事業	農地中間管理事業の重点実施区域等において、市町村等が実施する、地域のニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援する。	農業基盤課

<林業の振興>

林業振興の方針

将来の住宅着工戸数の減少が見込まれるなど、林業・木材産業界は厳しい経営環境にありますが、国際的な木材需給の状況や、2050年カーボンニュートラルの実現などに対する森林への関心の高まりなどを好機と捉え、過疎地域の豊富な森林資源を余すことなく活用し、過疎地域における所得の向上や雇用の創出に取り組みます。

◆具体的な取り組み

- (1) 原木生産の拡大
- (2) 木材産業のイノベーション
- (3) 木材利用の拡大
- (4) 担い手の育成・確保
- (5) 森のものの活用
- (6) 健全な森づくり

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
県民参加の森づくり推進事業	県民参加の森づくりを推進するため、普及啓発事業や森林ボランティア活動、森林環境学習などを支援する。	林業環境政策課
人づくり推進事業	森林整備の担い手の育成や林業就業者の労働条件の向上を図り、林業就業者の定着を進め、林業の振興と森林の適正な保全管理につなげる。	森づくり推進課
林業大学校運営費 林業大学校研修事業	林業の担い手を育成する林業大学校を運営、研修を行う。	森づくり推進課
造林事業	森林の持つ公益的機能の高度発揮や安定的な林業経営の基礎となる健全な森林の整備を図る。	木材増産推進課
木材安定供給推進事業	持続的な林業経営を確立するため、路網整備、伐木・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業等を推進する。	木材増産推進課
森の工場活性化対策事業	森林の集約化や集約化した「森の工場」で原木の増産に取り組む林業事業者に対して、搬出間伐や路網の整備を支援する。	木材増産推進課
高性能林業機械等整備事業	計画的・効率的な搬出間伐や皆伐による原木供給及びスマート林業を推進するために必要な高	木材増産推進課

	性能林業機械の導入等について支援する。	
原木増産推進事業	県内の製材工場や木質バイオマス発電所等に供給する原木の確保及び安定供給のため、皆伐事業地の作業道開設や集材架線の設置、林業機械レンタル等を支援する。	木材増産推進課
森林資源再生支援事業	森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、質的充実を図っていくため、伐採跡地の再造林等を支援する。	木材増産推進課
緊急間伐総合支援事業	造林事業の補助対象とならない森林について、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るほか、搬出間伐の実施や路網の整備等を総合的に支援する。	木材増産推進課
みどりの環境整備支援事業	CO2 吸収効果の高い若齢林の切捨間伐を促進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう森林を整備する。	木材増産推進課
木材産業構造改善事業	県内製材事業者の経営力の向上、加工力の強化、製材品の品質向上を図るため、施設整備等を支援する。	木材産業振興課
木材産業等高度化推進資金貸付事業	木材の生産・加工・流通の合理化、林業経営の改善を推進するため、必要な運転資金を金融機関に預託し低利で融資する。	木材産業振興課
林業・木材産業改善資金貸付事業	林業経営又は木材産業の経営改善を図るため、改善措置に必要な設備資金を貸し付ける。	木材産業振興課
県産材外商推進対策事業	県産材の地産外商を推進するため、県外での販売促進活動を行う。	木材産業振興課
木質資源利用促進事業	森林資源を活かした循環型社会の形成を図るため、木質バイオマスの利用拡大に取り組む。	木材産業振興課
県産材用途拡大事業	新素材である CLT 等を活用した木造建築や非住宅の木造建築物を推進するため、木造化・木質化に関するセミナー等の開催や導入を支援する。	木材産業振興課
県産材需要拡大事業	木材需要拡大のため、木造住宅の建築等を支援する。	木材産業振興課
地域林業総合支援事業	地域林業の活性化を目的として、市町村等が自ら提案する事業を支援する。	木材産業振興課

<水産業の振興>

水産業振興の方針

デジタル技術の活用による生産性の向上や、産地の加工体制の構築等を通じた付加価値の創出により、過疎地域の水産業の成長産業化を推進します。こうした取組により、漁業生産額をしっかりと確保し、漁業所得の向上を図ることで担い手を安定的に確保する好循環を生み出し、「若者が住んで稼げる元気な漁村」の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

- (1) 漁業生産の構造改革
- (2) 市場対応力のある産地加工体制の構築
- (3) 流通・販売の強化
- (4) 担い手の育成・確保

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
漁業金融対策	漁業者等が必要とする設備・経営等の資金を低利で融資するため、利子補給や保証料補給を行う。	水産政策課
高知マリンイノベーションの推進	「高知マリンイノベーション運営協議会」に4つのPTを設置し、本県水産業のデジタル化を進めることで、効率的な生産・流通・販売体制への転換を図る。	水産政策課 漁業振興課 水産流通課
漁場環境保全事業	漁場環境の維持、保全のための調査や赤潮プランクトンの発生監視を行うとともに、二枚貝類の食品としての安全性確保のため、貝毒の発生監視を行う。併せて、水産業及び漁村が有する多面的機能の発揮に資する取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図る。	漁業振興課
内水面漁業振興事業	内水面魚族資源の増強を図るとともに、交流人口の拡大に必要な取組を実施し、内水面漁業の振興と中山間地域に賑わいを取り戻すことを目指す。	漁業振興課
養殖業振興対策事業	養殖業の持続的発展を図るため、養殖実態調査等により収集した基礎資料に基づく適正養殖指導、魚病発生時の防疫対策指導などを行い、魚病被害の軽減を図る。	漁業振興課

沿岸漁業担い手活動促進事業	新規漁業就業者の確保を推進するとともに、地域における漁業の担い手の活動支援を通じ、漁業と地域の活性化を図る。	漁業振興課
漁業生産基盤整備事業	水産業の振興及び漁村の活性化効果が認められる事業や漁業経営の効率化のための設備投資を支援する。また、ロケット打ち上げや軍事演習に伴う漁業への影響を緩和するため、生産基盤整備への支援を行う。	漁業振興課
沿岸沖合漁業等振興事業	黒潮牧場や漁海況情報システムの管理・運営、資源管理の推進、定置網漁業の振興など、沿岸漁業等の振興を図る取組を広く支援する。	漁業振興課
高知県1漁協支援事業	高知県漁協の財務改善を支援し、自立漁協への移行を図るとともに、産地市場における商品の品質向上に向けた取組を支援する。	水産政策課
高知県1漁協構想推進事業費	高知県漁協と合併不参加漁協との合併を推進するとともに、市場統合や漁協の人材育成への取組を支援することにより「県1漁協構想」の早期実現を図る。	水産政策課
水産加工振興事業	県産水産物の付加価値向上、様々な加工ニーズに対応するため、水産加工施設の立地促進や既存加工施設の機能強化、衛生管理の高度化の取組を支援するとともに海外販路を開拓し輸出を促進するための総合的な支援を行う。	水産流通課
水産物地産外商推進事業	県外飲食店とのネットワークを活かし、店舗訪問や産地招へい、商談会等を通じたマッチングによる取引拡大、県外水産卸売市場関係者と連携した量販店等への販売促進など地産外商を推進する。	水産流通課
広域水産物供給基盤整備事業	水産物の生産及び流通の拠点として、また、南海トラフ地震対策として、第2種、第3種、第4種漁港で防波堤や岸壁等の整備を行う。	漁港漁場課
地域水産物供給基盤整備事業	地域における水産物の生産・流通機能の強化及び漁港施設の機能保全を図るため、第1種漁港等の漁港施設の整備等を行う。	漁港漁場課
漁港環境整備事業	漁港環境施設の整備を行うことにより、快適で潤いのある漁港環境を形成し、地域の活性化を図る。	漁港漁場課
水産基盤ストックマネジメント事業	施設の長寿命化を図るため機能保全計画に基づき計画的に漁港施設の整備を実施する。	漁港漁場課

漁港高度利用促進対策事業	水産業の健全な発展のため、漁港機能の向上及び利用の円滑化や、漁港・漁村における防災対策等の整備を行う。	漁港漁場課
広域漁場整備事業	カツオ・マグロ類などの回遊性魚類の漁場形成の安定化・長期化による沿岸漁業操業の効率化を図るため、浮魚礁を整備する。	漁港漁場課

<商工業の振興>

商工業振興の方針

過疎地域の事業者の持続的な発展に向けた事業戦略や経営計画の策定・実行を支援するとともに、深刻化する人手不足の克服に向けて、産業人材の育成・確保、円滑な事業承継、働き方改革等を推進します。また、地域商業の活性化や県内企業のデジタル化に向けた取組を支援し、働きやすく活気ある商工業の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

- (1) 中小企業・小規模企業の振興
- (2) 絶え間ないものづくりへの挑戦
- (3) 外商の加速化と海外展開の促進
- (4) 商業サービスの活性化
- (5) デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進
- (6) 事業承継・人材確保の推進
- (7) 危機管理体制の充実

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
中小企業・小規模企業振興事業	中小企業・小規模企業の振興についての理念や施策の方向性を県全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進する。	商工政策課
工業技術振興事業	県内企業等の製品開発・技術開発を支援し、技術力の強化を図るとともに、産学官の連携により付加価値の高い新たな事業創出を支援し、県内産業の活性化を図る。	工業振興課
ものづくり事業戦略推進事業	高付加価値な製品開発に対する費用の一部を助成するとともに、専門家による5Sの推進や工程改善など省力化を支援することで、生産性向上を促進し、県内ものづくり企業の振興を図る。	工業振興課
紙産業技術試験研究事業	紙、不織布製品等の開発研究や実用化研究を実施し、製紙関連企業への技術的支援を行うことで県内紙産業の活性化を図る。	工業振興課
紙産業技術振興促進事業	プラントを使用した試作や紙産業及び関連企業からの依頼試験を行うことで、新製品開発、販売促進、製品管理を支援する。	工業振興課

紙産業育成事業	初期の開発案件の実用性検討を行い、製造現場のものづくり力をより強化するとともに、技術スキルの向上を目指した人材育成、社内改善活動の促進、企業の自律的・継続的な取組を強化する。	工業振興課
中小企業経営資源強化対策事業	ものづくりに関するワンストップ窓口として本県のものづくりを一層強化するために、産業振興センターにおいて、事業化プラン作りから製品開発・販売促進までの一貫支援を行うとともに、企業の経営ビジョンを実現する事業戦略の策定・磨き上げを支援する。	工業振興課
産業技術人材育成事業	食品加工産業や機械金属など、ものづくり産業の担い手となる技術者を養成することにより、企業等の製品開発力を高める。また、外部人材を工業技術センターに登用し、技術レベルに応じた研修、技術相談、巡回指導、商品の開発支援を進め、産業振興を図る。	工業振興課
伝統産業振興事業	本県の特徴ある伝統的工芸品産業や特産品産業を振興するため、これらの製品の製造に意欲的に取り組もうとする者を発掘し、技術やノウハウの伝承を行うなど、産業従事者の後継者の育成とともに、伝統的工芸品、特産品のPRや販路拡大を支援する。	工業振興課
中小企業制度金融貸付事業	中小企業者等を対象に、金融機関及び信用保証協会と協力して、低利・長期・低保証料で融資を行う。	経営支援課
工業立地基盤整備促進助成事業	県内における工場用地等の整備を円滑に推進するために、高知県企業立地促進要綱に基づく指定工場用地等に関連した工場用地整備事業を行う市町村等に対し助成を行う。	企業誘致課
企業立地活動事業	雇用機会の創出と県民所得の向上及び立地企業や県内企業の活力を向上し、県勢の浮揚を図るため、企業誘致活動を行う。	企業誘致課
防災関連産業振興事業	南海トラフ地震への備えと連動させた防災関連産業の振興を図るため、県内の防災関連の需要を県内企業の商品で満たす地産地消の取組や、全国の需要を県内企業が取り込んでいく地産外商の活動、また海外展開に向けた取組を支援する。	工業振興課

室戸海洋深層水ブランド化事業	他の取水地や地産外商公社等と連携して海洋深層水商品のPRや販路開拓、ビジネスに結びつく連携事業を展開するとともに、新商品の開発や新分野への利用拡大に向けた研究等の取組に対する支援を行う。	工業振興課
小規模事業経営支援事業	小規模事業者の振興と経営の安定を通じ、地域経済の活性化を図るため、商工会等への助成を行う。	経営支援課
経営発達支援推進事業費	スーパーバイザーや経営支援コーディネーターを配置し、経営指導員の支援力向上を図るとともに、事業者の課題に応じた支援機関をコーディネートさせることにより、事業者を支援する。	経営支援課
チャレンジショップ事業	商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップを開設し、新規創業者、業種・業態転換を行うチャレンジャーの募集・育成を行うことで、空き店舗への出店を促すとともに、商店街の活性化を図る。	経営支援課
空き店舗対策事業	商店街等へ出店される方を支援することで、商店街等の空き店舗を解消し、地域商業の活性化を図る。	経営支援課
商店街等活性化事業	商工団体等が行う商業振興を目的とする計画策定事業や、商店街等の活性化に向けたソフト事業、地域コミュニティ機能の維持・発展に資する事業を支援し、商業振興を図る。	経営支援課
中山間地域等商業振興事業	商業機能が年々弱まっている中山間地域の商店街や商業集積地において活性化に取り組むグループや商工団体を支援することにより、商業機能の向上を図る。	経営支援課
中山間地域等新規創業支援事業	中山間地域等において、地域に不可欠な店舗の存続を図ることで、地域住民の生活を維持・向上させるため、空き店舗を活用して新規出店する事業者を市町村と連携して支援する。	経営支援課
商店街等店舗兼住宅活用促進事業	県内商店街等の店舗兼住宅の空き店舗の活用を促進するため、空き店舗所有者が行う店舗と住宅の分離に係る事業に対して支援することで、商店街等のにぎわい創出や事業者の育成を図る。	経営支援課
デジタル化推進事業	県内企業のデジタル化のモデル事例の創出・横展開や産業振興センターに中小企業のデジタル化を支援する専門部署を設置するなど、県内企	産業デジタル化推進課

	業のデジタル技術の活用を促進する。また、デジタル人材の育成や確保を進める。	
I T・コンテンツ産業振興	シェアオフィス整備などの取り組みを通じて、I T・コンテンツ関連企業の誘致を積極的に推進する。	産業デジタル化推進課
オープンイノベーションプラットフォーム推進事業	県内外の企業や大学などがアイデアを持ちよりI o TやA Iなどのデジタル技術を活用して課題解決を図るとともに、開発された製品やサービスによる産業創出を推進する。	産業デジタル化推進課
大学生等就職支援事業	新規大卒者等の人材を確保するため、県内外の大学生等に対して、県内就職に関する情報を発信するとともに、県内企業と学生が接点を持つ機会を創出することにより、大学生等の県内企業への理解を深め、県内就職の促進を図る。	商工政策課
人材確保支援事業	県内事業者の中核人材等の確保を関係機関と連携して支援することで、U・Iターン就職の促進を図るとともに、事業者の課題解決につなげる。	商工政策課
事業承継支援事業	県内事業者の円滑な事業承継や後継者等の中核人材の確保を関係機関と連携して支援し、事業存続を図ることで、本県経済の基盤強化や優良な雇用の場の確保につなげる。	経営支援課
働き方改革推進事業	働き方改革を推進することで、多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりや企業等の生産性向上と人材確保を支援する。	雇用労働政策課
外国人材受入環境整備事業	外国人材の確保を推進し、受け入れた人材の生活を支え、定着及び活躍の促進を図る環境整備に取り組むことにより、各産業分野の人材確保を図る。	雇用労働政策課
就業支援事業	高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）において、求職者の就職の促進と職場定着を図る。	雇用労働政策課
高等技術学校	県立高等技術学校（2校）において、新規学卒者等に対し、就職のために必要な技能と知識を習得させるための訓練を実施する。	雇用労働政策課
職業訓練	各種委託訓練等により、離職者等のスキルアップを図る。	雇用労働政策課
事業者地震等対策促進事業	県内事業者に対し、講座の開催等により事業継続計画（BCP）の策定促進及び実効性の向上を図ることで、事業者の災害への備えを支援する。	商工政策課

	また、耐震診断・設計等に係る経費の一部や津波避難施設の整備に係る経費の一部を補助することにより、県内製造業の事務所・工場等の耐震化促進及び津波避難施設の整備促進を図る。	
奈半利港地方港湾改修事業	防波堤を延伸し、港の利活用を増進させることで、地域企業の競争力向上を支援する。	港湾・海岸課

<観光の振興>

観光振興の方針

令和元年まで7年連続で400万人観光を実現したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年の入込数は平成15年以降で最低の266万人となりました。落ち込んだ県内観光需要の早期回復と国内外の観光客に評価される観光地域づくりに向けて、「旅行商品をつくる」、「売る」、「もてなす」という一連のサイクルを、過疎地域において一層強化していきます。

◆具体的な取り組み

- (1) 戦略的な観光地域づくり
- (2) 効果的なセールス&プロモーション
- (3) おもてなしの推進
- (4) 国際観光の推進
- (5) 事業者の強化と観光人材の育成

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
地域観光振興総合事業	高知県産業振興計画に基づき、より大きな面で受ける観光の実現に向けて、地域における観光拠点の整備、観光資源の磨き上げ、受入態勢の整備等を行う。	地域観光課
広域観光総合支援事業	地域が主体となった全国から誘客できる観光地域づくりを進めるため、地域の観光資源を磨き上げ、旅行商品として販売していくための支援を行うとともに、広域観光組織が観光地域づくりをマネジメントしていくために必要な体制作りを総合的に支援する。	地域観光課
足摺海洋館管理運営	足摺海洋館を管理運営することにより、観光客の誘致を図るとともに、社会教育施設として入館者の海への興味を喚起し、海の知識の普及に寄与する。	地域観光課
観光振興推進事業	広報・誘致・受入事業を展開する(公財)高知県観光コンベンション協会の機能を強化するとともに、本県の観光資源をフル活用した高知県観光キャンペーンや各種セールス・プロモーション	観光政策課

	ョン等を展開し、誘客を図る。	
おもてなし基盤整備事業	国内外の観光客が県内を快適に周遊できるよう案内誘導表示や情報環境など受入基盤の整備を促進し、その満足度向上を図る。また、本県を訪れる外国人観光客の利便性や満足度の向上を図り、県内周遊観光を促すとともに、リピーターの獲得や新たな集客に繋げるため、県内施設等の多言語化の推進など、総合的な受入態勢の構築を行う。	おもてなし課
おもてなし活動推進事業	“おもてなしマインド”を県民に広げるための事業を実施し、情報発信を行うことで県民総出で観光客への“おもてなし”の実施に繋げるとともに、県内各地域で観光ガイド団体の育成とガイド技術の向上に取り組むことにより、観光客の満足度向上を図る。	おもてなし課
おもてなし推進調整	幅広い視点から観光客の受入態勢推進を図るため、情報収集及び県外事務所や民間団体、市町村を含めた総合調整を行う。	おもてなし課
国際観光推進事業	本県への外国人観光客の誘致促進を図るため、現地の旅行動向に精通した事業者と連携し、旅行会社セールスやメディア等への情報発信を行う。また、本県の認知度向上のため、ネットメディアを活用して海外へ旬の情報発信を行うなど、総合的な取り組みを行う。	国際観光課
奈半利港港湾環境整備事業	港湾緑地を改良し、地域の魅力を向上させることで、地域振興を支援する。	港湾・海岸課

<分野を超えて連携した取り組み>

◆地産地消・地産外商

地産地消・地産外商戦略の方針

「素材を生かした加工立県」「県産品を全国・海外へ」を「目指す姿」として掲げ、過疎地域の「地産」の強化、「外商」の強化、成長を支える取組を強化します。

◆具体的な取り組み

- (1) 外商の拡大につなげる商品づくりの推進
- (2) 外商活動の全国展開の拡大・強化
- (3) 海外ネットワークを活用した輸出の加速化
- (4) 食品産業を支える産業人材の育成
- (5) 事業者の成長を促す事業戦略・輸出戦略の策定

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
食品加工推進事業	消費地から求められる食品の生産管理の高度化や、製造現場における生産性向上のほか、県内外の専門家と連携しマーケットのニーズに基づいた商品の改良・開発を支援する。	地産地消・外商課
高知家プロモーション推進事業	本県の認知度の向上を図り、地産外商や観光、移住など具体的な成果によりつなげるよう、県産品や自然、人など高知県の魅力をWebサイト等で切れ目なく情報発信する。	地産地消・外商課
地産外商推進事業	地産外商を推進するため、首都圏アンテナショップを拠点とする高知県地産外商公社や県外事務所を中心として、県産品の首都圏や関西・中部、中四国、九州地区などへの販路開拓・販売拡大につなげる活動を実施する。	地産地消・外商課
海外経済活動拠点事業	海外への販路拡大のため、海外事務所（シンガポール事務所・台湾オフィス）、食品海外ビジネスサポーター（米国・欧州・中国）、貿易促進コーディネーターによる県内企業への総合支援を行うとともに、国内外の商談会・見本市への出展やプロモーションを行う。	地産地消・外商課

◆起業の促進

起業促進の方針

過疎地域において、起業や新事業展開を目指す方々の事業プランづくりからその実践までをそれぞれのステージごとに切れ目なく後押しするとともに、各分野において、アイデア段階から計画段階、商品開発、販路開拓までを一貫してサポートします。

◆具体的な取り組み

(1) 起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
起業支援事業	起業に向けた体系的な支援プログラム「こうちスタートアップパーク」を運営し、個別相談や段階別の各種プログラムの実施により、起業の実現を後押しする。	産学官民連携・起業推進課

◆デジタル技術の活用（情報通信産業）

デジタル技術の活用(情報通信産業)の方針

最先端のデジタル技術の活用を通じて、過疎地域における課題解決を図るとともに、地場産業の高度化とSociety 5.0関連の産業群の創出を図ります。

◆具体的な取り組み

- (1) デジタル技術と地場産業の融合によるイノベーションの創出・課題解決の促進
- (2) 産業集積の加速化
- (3) デジタル技術活用による生産性向上の促進

◆事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
デジタル化推進事業	県内企業のデジタル化のモデル事例の創出・横展開や産業振興センターに中小企業のデジタル化を支援する専門部署を設置するなど、県内企業のデジタル技術の活用を促進する。また、デジタル人材の育成や確保を進める。	産業デジタル化推進課
IT・コンテンツ産業振興	シェアオフィス整備などの取組を通じて、IT・コンテンツ関連企業の誘致を積極的に推進する。	産業デジタル化推進課
オープンイノベーションプラットフォーム推進事業	県内外の企業や大学などがアイデアを持ちよりIoTやAIなどのデジタル技術を活用して課題解決を図るとともに、開発された製品やサービスによる産業創出を推進する。	産業デジタル化推進課

3 地域における情報化

○地域における情報化の方針

光ファイバや5Gなどのデジタルインフラの整備とともに、デジタル技術を活用した過疎地域の課題解決と地場産業の高度化に取り組みます。

○具体的な取り組み

- (1) デジタルインフラの整備
- (2) デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
移動通信用施設整備事業費	過疎地域等の条件不利地域において、携帯電話のサービスエリアを確保するために市町村が行う携帯電話基地局整備を支援する。	デジタル政策課
地域情報化推進交付金	国の高度無線環境整備推進事業を活用して市町村が光ファイバ網などの施設を整備した際に、当該施設の運用に係る経費等を支援する。	デジタル政策課
高度無線環境整備推進事業交付金	国の高度無線環境整備推進事業を活用して民間事業者が行う光ファイバ網などの施設整備に対して市町村が補助を行う場合に支援する。	デジタル政策課
情報通信基盤高度化推進交付金	市町村が整備した情報通信基盤を、住民の利便性向上のため増速等により高度化をする際に支援する。	デジタル政策課

4 交通施設の整備、交通手段の確保

○交通施設の整備、交通手段の確保の方針

地域間交通の利便性を高めるための道路や交通施設等の整備を推進するとともに、過疎地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

○具体的な取り組み

- (1) 国道、県道及び市町村道の整備等
- (2) 農道、林道の整備
- (3) 公共交通の維持・確保

○事業計画

1 基幹的な市町村道等の整備（過疎代行事業）

事業名	事業内容	備考 (所管課)
<市町村道（代行）>		
社会資本整備総合交付金事業費	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条に基づき市町村道の新設、改築を県が行うことにより、過疎地域の持続的な発展を促す。	道路課

2 都道府県道等の整備

事業名	事業内容	備考 (所管課)
<国道（知事管理分）>		
道路改築費	道路改良事業のうち主たるものであり、現道の拡幅や、線形改良及びバイパスの建設などを行う。	道路課
社会資本整備総合交付金事業費	国道やインターチェンジへアクセスする県道などの改良を行う。	道路課

防災・安全交付金事業費	県民の命と暮らしを守るため道路改良、防災・震災対策、道路修繕、交通安全対策などを行う。	道路課
道路メンテナンス事業費	橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るため、点検や修繕工事を実施する。	道路課
土砂災害対策道路事業費	土砂災害の発生により、緊急輸送道路などの幹線道路の交通が寸断することを防止するため、法面对策を行う。	道路課
＜県道＞		
道路改築費	道路改良事業のうち主たるものであり、現道の拡幅や、線形改良及びバイパスの建設などを行う。	道路課
社会資本整備総合交付金事業費	国道やインターチェンジへアクセスする県道などの改良を行う。	道路課
防災・安全交付金事業費	県民の命と暮らしを守るため道路改良、防災・震災対策、道路修繕、交通安全対策などを行う。	道路課
道路メンテナンス事業費	橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るため、点検や修繕工事を実施する。	道路課
土砂災害対策道路事業費	土砂災害の発生により、緊急輸送道路などの幹線道路の交通が寸断することを防止するため、法面对策を行う。	道路課
＜林道＞		
林道開設事業	私有林林道を整備し、林業生産基盤の拡充と山村農林業の振興を図る。	治山林道課
道整備交付金事業	地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のため、特に地域における交通の円滑化及び産業の振興を図る。	治山林道課
＜その他＞		
公共交通活性化支援事業	地域住民の生活を支える鉄軌道及び路線バスの維持・確保のために必要となる施設整備・改良や、利用環境高度化促進等に要する経費を、市町村、一部事務組合、公共交通事業者に対して補助する。	交通運輸政策課
バス運行対策費補助事業	地域住民の移動手段を確保するため、県内の公共交通ネットワークの基幹となる広域的バス路線を運行する乗合バス事業者等に対して助成措置を講じる。	交通運輸政策課

地域公共交通支援事業	地域で高齢者等が安心して暮らせる生活環境を整えるため、市町村等が実施する移動手段確保の取組を支援する。	交通運輸政策課
------------	---	---------

5 生活環境の整備

○生活環境整備の方針

県内の過疎地域では、都市部と比べて水道施設等の普及や消防防災体制、居住環境の整備等が十分ではない地域があります。加えて、特に南海トラフ地震発生時や風水害の際には、地域の孤立をはじめ、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。

○具体的な取り組み

- (1) 簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備
- (2) 消防防災の整備
- (3) 森林などの公益的機能を維持するための保全活動
- (4) 安全・安心な居住環境の確保
- (5) 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
地域防災対策事業	南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、避難場所・避難所や緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備など地域ぐるみで支え合う自主的な地域防災対策を行う市町村に対して補助する。	南海トラフ地震対策課
消防団員定数確保対策事業	地域の防災力の中核となる消防団員を確保する。	消防政策課
中山間地域生活支援総合事業	中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、市町村が実施する生活用水、生活用品等の確保に向けた取組を支援する。	中山間地域対策課
住戸改善推進事業	高齢者に優しい住環境の整備を促進するため、県営住宅の住戸改善を行い、優良な賃貸住宅の供給を図る。	住宅課

住宅耐震対策事業	次の南海トラフ地震に備え、既存住宅の耐震改修や危険なブロック塀の撤去、老朽住宅等の除却、空き家の再生活用の促進を図る。	住宅課
省エネ住宅普及促進事業	地球温暖化対策に貢献するため、ZEHの省エネ性能に係る技術基準等に関する講習会等を開催し、建築士や工務店などの地域事業者を育成することにより、環境負荷の少ない省エネ住宅の普及を図る。	住宅課
流域下水道事業	浦戸湾東部流域下水道の整備・運営を行う。	公園下水道課
高知県農業集落排水事業費補助金	農村の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、市町村が行う農業集落排水事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	公園下水道課
高知県浄化槽設置整備事業費補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、市町村が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	公園下水道課
海岸保全施設整備事業	背後地を高潮・高波や津波から守る防潮堤などの海岸保全施設の整備を行う。	港湾・海岸課

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

○子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、子どもから高齢者、障害者まですべての過疎地域の住民の方々が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

○具体的な取り組み

- (1) 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
- (2) 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化
- (3) 子どもたちを守り育てる環境づくり

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
支え合いの地域づくり事業	誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らし続けることができる地域づくりをめざして、「地域福祉計画」等の策定及び実践活動並びに包括的な支援体制の構築を推進する。	地域福祉政策課
あったかふれあいセンター事業	高齢者や子ども、障害者等誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、子育てや生活支援サービス等を受けることができる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いの活動などを行う地域福祉活動を推進する。	地域福祉政策課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。	地域福祉政策課
民生委員・児童委員活動事業	地域の中で問題を抱えている人の調査、相談、指導、助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動を行い、地域福祉の向上に努める民生委員・児童委員の活動強化を図る。	地域福祉政策課
ひきこもり自立支援対策	ひきこもり地域支援センターを中心に関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり対策に必要な情報を提供し、相談支援	地域福祉政策課

	体制の充実を図る。また、ひきこもりの状態にある本人や家族を支援することによりひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	
福祉・介護人材参入促進支援事業	福祉・介護人材の参入促進を図るため、高校生の資格取得や中山間地域等におけるホームヘルパー養成研修への支援、介護未経験者を対象とした介護に関する入門的研修を行う。	地域福祉政策課
福祉・介護人材定着支援事業	職員の研修参加や子育てとの両立のための代替職員派遣を行うほか、合同入職式や新任職員研修をはじめとする各種研修会の実施、福祉・介護事業所の認証評価や福祉機器・ICT等の導入支援などによる職場環境改善を通じて、職員の定着促進と離職防止を図る。	地域福祉政策課
介護予防事業評価・市町村支援事業	介護保険法の改正による新しい総合事業への円滑な移行に向け、市町村が地域の実情に応じた効果的かつ効率的なサービスの提供が可能となるよう、人材育成などの支援を実施する。	高齢者福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	明るく活力ある長寿社会を実現するため、高齢者が健康で生きがいをもって社会生活ができるような取組を支援することにより、高齢者福祉の推進を図る。	高齢者福祉課
老人クラブ活動育成事業	おおむね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブ等に対し、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。また、老人クラブへの加入者、加入率が減少傾向にある中、介護保険の関連施策として、地域老人クラブの活性化を図る。	高齢者福祉課
地域包括支援センター機能強化事業	地域包括支援センターの機能を強化するため、介護予防マネジメント、介護予防サービスの提供において、専門的な立場から指導助言等を行う人材を育成する。また、地域包括ケアの中核機関としてコーディネート機能を発揮するため、地域ケア会議の開催等を支援する。	高齢者福祉課
療養病床再編成推進	医療療養病床から老人保健施設等への転換支援のための交付金を交付するとともに、円滑な転換に向けて医療機関や医師会、市町村との調整等を進める。	高齢者福祉課

中山間地域介護サービス確保対策事業	特別地域加算対象の地域の中で、事業所から遠距離の地域に居住する要介護者等に介護サービスを提供した事業者に対し、人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する。	高齢者福祉課
住宅等改造支援事業	高齢者等が居住する住宅の改造や地域での支え合いの拠点となる施設の改修・改築を行うために、市町村が実施する住宅等改造助成事業に対し補助する。	高齢者福祉課
介護施設等整備対策事業	今後急増する高齢単身世帯等が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備の促進を図る。	高齢者福祉課
老人福祉施設等整備事業	介護保険及び福祉サービスの基盤整備の促進、利用環境の向上を図る。	高齢者福祉課
障害者自立支援事業	障害児・者の障害福祉サービス等の利用に係る給付を行うとともに、中山間地域に居住する障害児・者や、重度の障害児・者が住み慣れた地域で障害特性に応じた必要なサービスを受け、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を図る。	障害福祉課
障害児施設支援等事業	障害のある子どもの施設入所や、通所サービスの利用等に係る給付を行うとともに、重症心身障害児等が地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関等との協働による支援体制の整備を図る。	障害福祉課
地域生活支援事業	障害児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活訓練や、手話通訳者等の養成等を行う。また、市町村が障害児・者の福祉の増進を図るために地域の実情に応じた事業を実施できるよう支援する。	障害福祉課
相談支援事業	障害児・者に対する相談支援体制を整備するとともに、相談支援に関わる人材を育成するほか、相談支援機能の充実を図る。	障害福祉課
発達障害児・者支援体制事業	発達障害のある子どもや不安を抱える親等に対して、早期に発達支援等を行うことができる体制を整備するとともに、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられる仕組みの普及を図る。	障害福祉課
重度心身障害児・者保健医療対策	重度心身障害児・者の健康と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行うとともに、身近な地	障害福祉課

	域で必要な歯科診療や保健指導を受けることができる体制の整備を図る。	
自殺対策	総合的な自殺対策の推進により自殺の防止を図るとともに、自死遺族に対する支援の充実を図る。	障害保健支援課
障害者就労支援対策事業	障害のある人が障害特性に応じて働くことができるよう、就労支援機関と連携し、企業に対する障害者雇用の啓発活動をはじめ、障害者に対する職業訓練の充実及び一体的な支援を行う。	障害保健支援課
障害者職業訓練	障害のある人の就労を促進するため、職業訓練を専門学校や企業等に委託して実施する。	障害保健支援課
障害者生産活動支援事業	障害福祉サービス事業所等で働く障害のある人の経済的自立を実現するため、障害者就労継続支援事業所における工賃向上の取組を支援する。	障害保健支援課
精神保健対策	精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るため、精神障害者に対する正しい知識の啓発や各種相談への対応など、総合的な精神保健福祉活動を実施するとともに、精神障害者の地域移行や地域定着に向けた支援を行う。また、災害時の心のケア体制の強化を図る。	障害保健支援課
医療対策	精神障害者の措置入院や通院医療に対し公費負担を行うとともに、休日等における精神疾患の急激な悪化等に対応するため、精神科救急事業を委託する。	障害保健支援課
地域子育て推進事業	妊娠・出産・子どものための環境整備や、子育ての負担軽減など、地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を実施する。	子ども・子育て支援課
児童虐待防止等対策事業	官民協働によるオレンジリボン運動等の取組を通じ、児童虐待防止の意識啓発と虐待が疑われる場合の通告についての意識を醸成する。また、県下の各市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な支援と高知市への重点支援や、保健と福祉等が連携した地域での見守り体制整備に取り組む市町村への支援を行う。	子ども・子育て支援課
健康づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「高知家健康パスポート事業」による市町村や事業所の健康づくりを促進し、官民協働で保健行動の定着を図る県民運動を展開する。 生活習慣病の予防と改善を図るため、マスメ 	健康長寿政策課

	<p>ディア等を活用して栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔に関する知識等の普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施率の向上を図るため、関係団体や市町村を支援する。 	
フレイル予防推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民へのフレイル予防講演会の開催による普及啓発を行う。 ・市町村が行うフレイルチェックの取組への支援を行う。 	在宅療養推進課
高知版地域包括ケアシステム構築推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療と介護を切れ目なく提供できる体制（高知版地域包括ケアシステム）を構築する。	在宅療養推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療情報ネットワークシステム構築事業（あんしんネット） ・地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業（はたまるねっと） 	医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報を、ICTを活用して双方向で情報の共有・活用を行うシステムにより、各地域の医療・介護・福祉等の地域資源を切れ目のないネットワークでつなぎ、地域包括ケアシステムの構築を推進する。	在宅療養推進課
医療介護関係情報システム活用推進事業（高知家@ライン）	医療・介護職等が患者、利用者のケアを行うために必要な情報を互いに共有する医療介護情報連携システム（高知家@ライン）の普及促進を図る。	在宅療養推進課
在宅医療提供体制整備事業	在宅医療（往診・訪問診療）に新たに取り組む医療機関や拡充を行う医療機関を対象として、医療機器等の整備費用を支援を行うことにより、医療機関の在宅医療への新たな参入及び規模拡大につなげる。	在宅療養推進課
中山間地域等訪問看護師育成支援事業	中山間地域等の在宅医療提供体制を確保するため、訪問看護ステーションの新人・新任看護師の採用を促進する。	在宅療養推進課
中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業	中山間地域等への訪問看護師の派遣体制の整備や相談事業の充実を図るため、訪問看護サービスの体制強化を図る。	在宅療養推進課
薬局機能強化・連携体制構築事業	中山間地域など薬局が少ない地域で、テレビ電話等のICTを活用した服薬支援体制を構築する。	薬務衛生課
周産期医療体制整備事業	安心・安全な出産環境づくりを推進するため、周産期医療体制の確保・充実を図る。	健康対策課

小規模複合型サービス確保対策事業	小規模で多様なニーズに対応可能な福祉サービス提供施設の整備に取り組む市町村等を支援する。	在宅療養推進課
高齢者住まい対策事業	既存の施設（学校、集会所、診療所等）等を活用した住まいの整備に取り組む市町村を支援する。	在宅療養推進課

7 医療の確保

○医療確保の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、過疎地域の誰もが地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組めます。

○具体的な取り組み

- (1) 地域医療構想の推進
- (2) 救急医療の確保・充実
- (3) へき地医療の確保

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
地域医療構想の推進に関する事業（病床機能分化促進事業費補助金、病床機能再編支援交付金、病床転換等支援事業費補助金）	医療機関が自主的に取り組む病床削減や病床転換等に関する事業を補助・支援することにより、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進する。	医療政策課
救急医療対策事業	救急医療関係機関の連携強化、ICTを活用した救急医療体制の強化・充実、救命救急センターの機能強化への支援、休日夜間の医療提供体制の確保により救急医療の確保・充実を図る。また、適正受診の継続的な啓発と受診支援に取り組む。	医療政策課
ドクターヘリ運航事業	ドクターヘリの円滑な運航の継続により救急医療の確保・充実を図る。	医療政策課
地域医療再生事業	「高知県地域医療再生計画」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画」に掲げる事業を推進し、地域医療の確保を図る。	医療政策課
へき地保健医療対策事業	へき地の医療機関に対する補助、へき地の医療従事者の確保及び医療従事者への支援により、へき地医療の確保充実を図る。	医療政策課

8 教育の振興

○教育振興の方針

「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」等を中心として、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」を、過疎地域で育成するための取組を推進します。

○具体的な取り組み

- (1) チーム学校の推進
- (2) 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実
- (3) デジタル社会に向けた教育の推進
- (4) 地域との連携・協働
- (5) 就学前教育の充実
- (6) 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保
- (7) 不登校への総合的な対応
- (8) 学校における働き方改革の推進

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
学力向上のための学校経営力向上支援事業	学力調査等で明らかとなった学力問題の課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けたPDCAサイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。	小中学校課
特別支援保育・教育推進事業	小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成に係る支援等を行うことで、特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質の向上を図る。	幼保支援課
遠隔教育推進事業	中山間地域の小規模な高等学校等に教育センターを配信拠点とした授業や進学補習等の講座を実施することで、地域間格差を解消し、多様な進路希望を実現する。	教育政策課

学校・地域連携支援事業	地域住民等の参画による学校や放課後等の子どもたちの教育活動の充実を支援することで、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	生涯学習課
保育士等人材確保事業	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育補助者の雇い上げに必要な費用等を貸付けることにより、保育人材の確保を図る。	幼保支援課
施設整備費	児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、効率的な維持管理と予防保全的な学校施設の整備を行う。	学校安全対策課
スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校など児童生徒の生徒指導上の諸課題を改善するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、相談支援体制の充実を図る。	人権教育・児童生徒課
校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教員の業務負担軽減を図るため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する。	教職員・福利課

9 集落の整備

○集落整備の方針

地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進し、集落の維持、活性化と地域全体の活力の創出につなげます。

○具体的な取り組み

- (1) 住民主体による地域の拠点づくりの推進
- (2) 小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり
- (3) 生活を守るための仕組みづくりの推進
- (4) 地域づくりの担い手となる人材の育成・確保
- (5) 鳥獣被害対策の推進

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
集落活動センター推進事業	集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携等により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う「集落活動センター」の取組への支援を行い、住民が安心して生活し続けることのできる環境づくりを推進する。	中山間地域対策課
地域の元気応援事業	地域づくり活動を活性化するため、地域おこし人材の発掘・育成・連携、住民主体の取組への補助、各種助成事業を活用した地域づくり活動の支援・育成を行う。	中山間地域対策課
特定地域づくり事業推進アドバイザー派遣事業	制度の積極的な活用を促進するため、導入に意欲的な市町村に、経営コンサルタント等を派遣し、特定地域づくり事業協同組合の設立を支援する。	中山間地域対策課

高知県地域づくりサポーター（高知県過疎地域等政策支援員）制度	中山間地域の産業づくりや支え合いの拠点となる集落活動センターの取組を推進する取り組みなど、中山間地域の活性化につなげるため、高知県地域づくりサポーター（高知県過疎地域等政策支援員）を配置する。	中山間地域対策課
防除対策事業	野生鳥獣による農林業被害等を軽減するため、集落ぐるみで取り組む総合的な対策を支援する。また、正しい被害対策の普及啓発等を推進する。	鳥獣対策課
捕獲対策事業	シカやイノシシなどの有害鳥獣の捕獲を推進することで、農林業被害や自然植生被害等を防止する。また、狩猟者の確保・育成や技術向上に取り組む。	鳥獣対策課

10 地域文化の振興等

○地域文化振興等の方針

県民一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす過疎地域の芸術文化を振興し、暮らしの中に根づかせるとともに、こうした取組を観光振興や産業振興、地域の活性化につなげ、地域社会全体の活力を高めます。

○具体的な取り組み

- (1) 地域文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信
- (2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等
- (3) 文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
文化人材育成プログラム	県民の文化芸術活動を支援するとともに、高知県文化芸術振興ビジョンの基本目標である「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、文化芸術を産業振興・観光振興・地域振興に活かすことのできる人材や、継承する人材の育成を行う。	文化振興課
文化広報誌発行事業	高知で生き生きと暮らす人々の価値観やライフスタイル、活動などを通して高知の文化を広く県内外へ発信し、高知の魅力を再発見し、交流人口の拡大及び地域の活性化に繋げることを目的として、高知県文化広報誌「とさぶし」を発行する。	文化振興課
文化施設管理運営費	県立文化施設（高知城歴史博物館、美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール）の運営を通して、県内の芸術、歴史、文化の振興を図る。	文化振興課

11 再生可能エネルギーの利用の推進

○再生可能エネルギーの利用の推進の方針

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を生かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指します。

○具体的な取り組み

- (1) CO₂の削減に向けた取り組み
- (2) グリーン化関連産業の育成
- (3) SDGsを意識した取り組みの促進

○事業計画

事業名	事業内容	備考 (所管課)
山の学習支援事業	総合的な学習の時間を活用し、年間を通じた学校独自の森林環境学習に取り組む小中学校等を支援する。	林業環境政策課
森林情報活用促進事業	精緻化された地形情報を用いて森林資源情報の整備を図る。	森づくり推進課
スマート林業支援事業	スマート林業を推進するため、QGIS用のPCやドローン、タブレットシステム等の導入に対して支援する。	森づくり推進課
専攻課程研修事業	林業大学校でのリカレント教育等により、木造建築に精通した建築士等の育成を行う。	森づくり推進課
森林整備公社造林事業	森林整備公社営林内の森林整備を実施する。	森づくり推進課
造林事業	森林の持つ公益的機能の高度発揮や安定的な林業経営の基礎となる健全な森林の整備を図る。	木材増産推進課
森林資源再生支援事業	森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、質的充実を図っていくため、伐採跡地の再造林等を支援する。	木材増産推進課
木材安定供給推進事業	持続的な林業経営を確立するため、路網整備、伐木・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業等を推進する。	木材増産推進課
非住宅建築物県産材利用促進事業	非住宅建築物に県産木材を活用した木造化・木質化・木製品の導入を支援する。	木材産業振興課

CLT 等木造建築促進事業	新素材である CLT 等を活用した木造建築や非住宅の木造建築物を推進するため、木造化・木質化に関するセミナー等の開催や導入を支援する。	木材産業振興課
木造住宅総合推進事業	木材需要拡大のため、木造住宅の建築等を支援する。	木材産業振興課
新エネルギー導入促進事業	2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、地域振興や県民生活の向上につなげるため、再生可能エネルギーの導入を促進する。	環境計画推進課
地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策実行計画に基づき、県民や事業者と連携・協働して、地球温暖化防止活動を県民運動として取組を進める。	環境計画推進課
地球温暖化防止県民会議活動推進事業	高知県地球温暖化対策実行計画に基づき、県民や事業者と連携・協働して、地球温暖化防止活動を推進する。	環境計画推進課
地球温暖化対策普及啓発事業	効果的な情報発信を行うことで県民を巻き込み、地球温暖化防止活動に資する取組を進める。	環境計画推進課
オフセット・クレジット推進事業	県内の森林資源を活用した森林吸収及び排出削減プロジェクトを対象とした高知県版 J-クレジット制度の運営を行い、クレジットを創出・販売することで地球温暖化対策と雇用の創出へつなげる。	自然共生課